

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 地籍調査の成果について認証した件三件 四六三
- 道路の区域を変更する件 四六三
- 道路の供用を開始する件四件 四六三
- 福島県教育委員会教育長 四六三
- 一般競争入札を行う件 四六三
- 福島県警察本部 四六三
- 一般競争入札を行う件 四六三

告 示

福島県告示第六百二十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成三十年八月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
会津若松市
 - 二 成果の名称
会津若松市花春町の一部の地籍図及び地籍簿
- （農村計画課）

福島県告示第六百二十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、いわき市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成三十年八月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
いわき市
 - 二 成果の名称
いわき市田人町旅人の一部の地籍図及び地籍簿
- （農村計画課）

福島県告示第六百二十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国見町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成三十年八月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
国見町
 - 二 成果の名称
国見町大字小坂及び鳥取の一部の地籍図及び地籍簿
- （農村計画課）

福島県告示第六百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所まで平成三十年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年八月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤留 塔寺線	大沼郡会津美里町佐賀 瀬川字東萱平一六〇八 番二五地先から 同 郡同 町佐賀 瀬川字佐賀瀬川一二八 番地先まで	変更前 A	五・三〇	九八四・八
		変更後 B	一七・六〇 一三・六〇 六四・〇	六一〇・〇
同 郡同 同 郡同	大沼郡会津美里町佐賀 瀬川字東萱平一六〇八 番二五地先から 同 郡同 町佐賀	変更前 A	五・三〇	九八四・八
		変更後 B	一七・六〇 一一・〇〇 三六・〇	六一〇・〇

瀬川字佐賀瀬川一五三
番地先まで

福島県告示第六百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成三十年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年八月十日

福島県知事 内堀雅雄

（道路計画課）

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	東白川郡鮫川村大字渡瀬字青生野 国有林一・二・林班た小班地先から いわき市田人町旅人字前山七番地 先まで	平成三〇年八月一〇日

福島県告示第六百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成三十年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年八月十日

福島県知事 内堀雅雄

（道路計画課）

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九四号	白河市本町六七番四地先から 同 市本町六七番五地先まで	平成三〇年八月一〇日

福島県告示第六百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若

（道路計画課）

松建設事務所で平成三十年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年八月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道赤留塔寺線	大沼郡会津美里町佐賀瀬川字東萱 平一六〇八番二五地先から 同 郡同 町佐賀瀬川字佐賀 瀬川一五三番地先まで	平成三〇年八月一〇日

福島県告示第六百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成三十年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年八月十日

福島県知事 内堀雅雄

（道路計画課）

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道猪苗代塩川線	河沼郡湯川村大字浜崎字浜崎新田 二六三二番一地先から 喜多方市塩川町東栄町五丁目二番 一四地先まで	平成三〇年八月一〇日

福島県教育委員会教育長

（道路計画課）

公告第5号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立ふたば未来学園高等学校物品移設・再設置業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年8月10日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県立ふたば未来学園高等学校物品移設・再設置業務 一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結日から平成31年3月29日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 仕様書に定める業務内容と同種の業務の履行経験を有し、かつ、確実に業務を履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年9月10日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁高校教育課県立高校改革室
電話024-521-7843
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年9月10日（月）午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、平成30年8月10日（金）から同年9月10日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
 - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年8月29日（水）午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 平成30年9月25日（火）午後2時
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎9階教育委員室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年9月21日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に必着のこと。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁財務課
電話024-521-7758
- 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required : Transporting and placing of fixtures and equipment from the old school facilities to the newly-built Futaba Future High School 1set
 - (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00 p.m., 25 September, 2018
 - (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 21 September, 2018
 - (4) Contact point for the notice : Prefectural High School Reform Unit, High School Education Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan
TEL 024-521-7843

(高校教育課県立高校改革室)

福島県警察本部公告第78号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける汎用電子計算システム機器の賃借借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年 8月10日

福島県警察本部長 松 本 裕 之

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 汎用電子計算システム機器 一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に

掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年9月6日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成30年8月10日（金）から同年9月6日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙40枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成30年9月20日（木）午後1時30分
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年9月19日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : All-purpose Electronic Computer System 1set (including related costs concerning installation, maintenance, and removal of the equipment, setup, and adjustment of the software, transition of data to the software, etc.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 20 September 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 19 September 2018
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)